

北海道建設部土木工事共通仕様書（令和4年度10月版） 新旧対照表

改正後	改正前	頁、改正理由
I 土木工事共通仕様書（本文）		
<b>第1編 共通編</b> <b>第1章 総則</b>	<b>第1編 共通編</b> <b>第1章 総則</b>	
<p><b>1-1-1-38 安全管理</b>                      （中略）                      3. 交通誘導警備員の資格  <u>現道に係わる工事現場においては、交通誘導業務は原則として、警備業者の警備員が行わなければならない。</u>                      受注者は、市街地（人口集中地区及び準人口集中地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場において、交通誘導警備員を配置する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を1名以上配置しなければならない。</p> <p>(2) 検定合格警備員であることを確認できる資料として、交通誘導警備業務に係る一級又は二級検定合格証明書の写しを施工計画書に含めて工事監督員に提出しなければならない。</p> <p><u>やむを得ない理由により検定合格者を含む交通誘導警備員を配置できない場合は、その理由書と交通処理計画を工事監督員に提出し、対応を協議しなければならない。</u></p>	<p><b>1-1-1-38 安全管理</b>                      （中略）                      3. 交通誘導警備員の資格                      ~~~~~                      受注者は、市街地（人口集中地区及び準人口集中地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場において、交通誘導警備員を配置する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を1名以上配置しなければならない。</p> <p>(2) 検定合格警備員であることを確認できる資料として、交通誘導警備業務に係る一級又は二級検定合格証明書の写しを施工計画書に含めて工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>(3) <u>公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場において、やむを得ない理由により検定合格警備員を配置できない場合は、その理由書を工事監督員に提出し、協議しなければならない。</u></p>	I-1-1-34